

## ＜令和 4 年度発達障害関係予算要望事項と回答＞

埼玉親の会「麦」では、令和 3 年 7 月 27 日に埼玉県知事あてに「令和 4 年度発達障害関係予算要望事項」を提出し、以下のように回答をいただきました。

### 1 共通項目

**幼・保、小、中学校、高校等、放課後等デイサービス、地域療育センター等、支援機関、医療機関が連携をとって、切れ目なく支援する体制を構築する**

#### 回答

ライフステージが変わっても、切れ目なく支援が行われていくことは大変重要です。

まず、それぞれの機関の職員が「発達障害」について理解し、支援できる体制を作るため、埼玉県では、幼稚園や小学校の先生、保育士、放課後等デイサービスの支援機関の職員、医師や看護師などに対する研修を行っています。また、県教育委員会において、中学校や高校の先生に対する研修を実施しています。

さらに、切れ目のない支援体制を作っていくためには、知識だけではなく、関係者間の情報共有が欠かせません。

地域療育センターでは、保護者の要望に応じて、お子さんが通う小学校や幼稚園・保育園を訪問し、先生等に支援のポイントを伝える地域支援を実施しております。

また、現在、国において、「発達障害に係る教育と福祉の連携・協働の在り方の検討」がなされているところであり、令和 2 年度には、埼玉県をモデルとして、教育と福祉の関係者間での情報共有を行う「支援会議」を試行的に実施いたしました。

こうした取組みを検証しながら、関係機関が連携できる体制整備を進めてまいります。

(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

### 2 障害福祉

(1) わかりやすい相談窓口の設置や連絡先の周知。相談窓口での理解啓発資料の配布。

**ア 市町村に乳幼児から成人まで一貫して相談できる窓口の設置**

#### 回答

県では、市町村の発達障害支援に関わる、障害福祉や子育て支援、母子保健等を担当する職員を対象に研修を行い、発達支援マネージャーとして育成しています。

発達支援マネージャー育成研修は、発達障害に関する一次的な相談窓口となる市町村において、発達障害に関する正しい知識を有し、各種相談への対応、適切な支援の実施、社会資源・制度の理解・活用に関する普及など、支援の中心となる人材を育成するために実施しています。

発達支援マネージャー研修は、平成 23 年度から実施しており、令和 2 年度までに累計で 1, 481 人の方を育成してきました。

人事異動によって発達支援マネージャーが不在となる担当部署が生じないように、引き続き受講人数を確保するとともに、各市町村において積極的に発達障害者支援の事業が展開されるよう、発達支援マネージャーの専門性の向上に努めてまいります。(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

**イ 理解啓発資料の情報を新しいものに改訂する**

#### 回答

県では、発達障害の理解啓発のため、これまで「子どもの発達障害がわかる!」、「子どもをほめよう(楽しい子育てのヒント集)」、「実践に活かす気になる子への支援ガイドブック」、「青年期・成人期の発達障害を理解し

支援を広げるサポートブック」といった資料を作成し、広く周知を図ってまいりました。

これらの資料につきましては、自閉スペクトラム症やADHD、LDについての説明や、障害特性と対応の仕方などを記載したものとなっておりますが、資料の内容について変更の必要が生じた場合には、適切に対応してまいります。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の情報など緊急性を要する新しい情報につきましては、発達障害情報・支援センターや国立精神・神経医療研究センターなどが作成した資料を、県ホームページに取りまとめて掲載しています。

今後とも、適切な情報発信に努め、発達障害に関する理解を促進していきます。

(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

## ウ 県ホームページを発達障害への支援や情報にたどりつきやすくする

### 回答

県ホームページにおいて、発達障害に関する情報は、発達障害総合支援センターのページに集約し、掲載しています。

発達障害総合支援センターのホームページは、今年度当初に見直しを行い、令和3年6月からリニューアルしたページを公開しています。

リニューアルしたページでは、「発達障害を理解し、支援できる人材の育成」、「ご家族の子育てなどへの支援」、「発達障害理解の推進」、「支援機関の情報」、「参考資料」の各項目に情報を分類して掲載をすることとしました。

今後も、わかりやすく、適切な情報発信に努めてまいります。

(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

## (2) 身近な地域での発達障害児・者およびその家族に対する支援の推進

### ア 県内9カ所にある地域療育センターの増設と児童発達支援センターの充実

### 回答

地域療育センターは、発達障害の特性が気になる子供に作業療法士等の専門職が個別療育を提供しており、昨年度はコロナ禍にもかかわらず、年間で延べ9千人の方に御利用をいただきました。

地域療育センターの増設につきましては、厳しい財政状況の中では困難ではありますが、必要な予算の確保に努めてまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

一方、児童発達支援センター等については、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定において、報酬体系の見直しが行われ、作業療法士などを配置して専門的な支援を行った場合に、加算が算定されるようになりました。

これにより、専門職を配置して療育を実施する児童発達支援センター等が増加することが期待されます。

また、本県の第6期埼玉県障害者支援計画では、児童発達支援センターを令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1箇所以上設置することを目標としております。(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

### イ 成人期以降の相談窓口である、発達障害者支援センターの増設

### 回答

本県では、埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」において、19歳以上の発達障害者及びその家族等に対する相談支援、就労準備支援を実施しています。

また、発達障害者の就労支援として「発達障害者就労支援センター」を県内4か所に設置しており、発達障害の特性があって就労に困難を抱えている方を対象に、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、就職後の職場定着まで一貫した支援を実施しています。

さらに、ライフステージを通じた切れ目のない支援のため、18歳以下の発達障害児を主な支援対象とした「埼玉県発達障害総合支援センター」も含め、各機関が連携しながら発達障害児・者及びその家族に対する支援を行っています。

現在、各機関が連携して発達障害児・者への支援に取り組んでいることから、発達障害者支援センターの増設

については難しいところですが、引き続き、よりよい支援につながるよう努めてまいります。

(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

### 3 医療

#### (1) 中核発達支援センターの受診の待機を解消するため、地域の医療機関でのアセスメントを強化する等、受診できる内容を充実させる

回答

中核発達支援センターの待機期間は、近年延長してきており、その解消が大きな課題となっています。

御指摘のとおり、待機解消のためには、地域の医療機関において、発達障害の診療が充実していくことが重要です。

発達障害総合支援センターにおいて、小児科・精神科の医師を対象に、発達障害の早期支援に必要な診療の知識や技術を習得していただく研修を実施しており、引き続き継続してまいります。

発達障害児が、身近な地域で適切な支援を受けられるよう、診療・療育体制の強化に努めてまいります。

(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

#### (2) 発達障害医療機関リストについて

##### ア オンライン診療ができる医療機関の欄の追加

回答

県では毎年度、県内の小児科及び精神科等を標榜する医療機関の協力の下、それぞれの医療機関における発達障害の診療状況等を確認し、その結果をとりまとめ、県ホームページで「発達障害医療機関リスト」として公表しております。

コロナ禍を契機として、国は、時限的・特例的な措置として初診からのオンライン診療等を認めておりますが、恒久的な措置となるかどうかについては、現在国で議論がなされているところです。

特例として認められていることから、新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、オンライン診療を取り巻く状況が大きく変わることも考えられます。

こうしたことから、正確な情報をお伝えするためにも、今の段階でオンライン診療の医療機関の欄を設けることについては慎重に考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

##### イ 視覚認知に困難を抱える発達障害のある人が見やすい表デザインへの変更。(罫線の太さ、セル背景色、文字色の工夫等)

回答

リストのデザインにつきましては、県としてもより見やすくなるよう検討しているところでございます。

次回の更新に当たっては、いただいたご意見を踏まえまして、見やすいリストになるよう努めてまいります。

(障害者福祉推進課 障害福祉担当)

### 4 教育

#### (1) 公立小中学校の通常学級における特別支援教育支援員の専門性の向上と有効な活用の推進をする

回答

特別支援教育支援員は各市町村が配置しているもので、それぞれの実態に応じて有効な活用法について工夫しております。専門性の向上についても各市町村において研修会等の実施をしております。

県といたしましては、特別支援教育支援員対象の研修の充実や、通常の学級の担任等との円滑な連携等、有効な活用の推進について、市町村教育委員会へ働きかけてまいります。(義務教育指導課・学びの支援担当)

## (2) 小、中学校における通級指導教室の設置を増やす

### 回答

通級指導教室は、令和元年9月に定めた「通級による指導の教員配置要項」をもとに設置しております。この要項に沿って、対象となる児童生徒数をしっかり把握し、ニーズに応じた適切な教室数を設置するよう努めております。その結果、年々通級指導教室は増加しています。

また、市町村教育委員会に対しては、兼務発令の仕組みについて周知を図り、1人の教員が2教室以上を巡回する指導が可能であることを伝え、児童生徒の状況や地域の実態に応じた通級指導教室の設置が進むよう働きかけております。(義務教育指導課・学びの支援担当)

## (3) 相談機関において発達障害のある中学生の進路情報を把握し提供する仕組みを作る

### 回答

発達障害のある中学生の進路については、各中学校において適切な進路指導がなされるよう、市町村教育委員会の担当者を集めた会議において周知しています。

県の相談機関では、発達障害に関する相談があった場合は、特別支援教育を専門とする指導主事及び臨床心理士が面談等を担当する仕組みが整っており、進路についても様々な進学先があることを伝え、その生徒の実態に応じて情報提供を行っています。

市町村の相談機関においても、それぞれの機関において進路に関する情報を提供しているものと思います。今後も発達障害のある中学生の進路について、適切な相談、情報提供がなされるよう働きかけてまいります。

(義務教育指導課・学びの支援担当)

## (4) 県立高校での、ソーシャルスキルトレーニング等、社会性を身につけるためのカリキュラムやキャリア教育を充実する。また、カウンセラーの配置校、配置日数を増やす

### 回答

高等学校の初任者研修等の年次研修でソーシャルスキルやアサーションに関する研修を体系的に取り組んでおり、これらの研修をもとに、各高校の必要に応じてLHR等の時間で実践されている状況であります。

今後とも、各年次研修の充実を図り、各高校のキャリア教育等の充実に取り組んで参ります。

また、スクーカウンセラーのみならず、学習支援員や多文化共生推進委員といった生徒の支援のための必要な人材について引き続き、配置できるよう取り組んで参ります。(高校教育指導課 学びの改革)

## 5 就労

### (1) 職業能力開発センターにある職域開発課を他の高等技術専門校にも設置する

#### 回答

職域開発科の応募者は概ね1次募集では定員に達せず、追加募集を重ねて定員を埋めている状況であり、現時点では他の専門校にも設置し規模を拡大する必要性が高い状況であるとは考えておりません。

また、県では令和2年度、令和3年度は国から「精神障害者等の受入れに係るノウハウ普及・対応力強化事業」を受託しており、職業能力開発センターにおける障害者訓練のノウハウを他の専門校へ普及し、対応力の強化を図る事業を実施しています。

職域開発科を他の専門校へ設置することではなく、一般校の訓練科における発達障害が疑われる訓練生に対する受入れ能力の向上を図ることで、県の全域にわたり訓練修了後の選択肢を広げることができるのではないかと考えています。(産業人材育成課 総務・職業訓練推進担当)

### (2) テレワーク等の在宅就労に対応できる職業訓練を拡充する

#### 回答

高等技術専門校では、設備投資等に多額の費用が掛かる等、民間では実施されにくいものづくり系の訓練科を中心に職業訓練を実施しています。修了生の多くは、ものづくり系の企業で実際の作業を伴う業務に就くことに

なります。そのため、テレワーク等が馴染まないとされる場合も多い様です。

今後はそのような業界でも様々な工夫によって、場所にとらわれない働き方や多様な働き方は進んでいくと考えております。そのため各訓練科において業界の現状把握や今後の見通しなども考慮し、今後のカリキュラムに組み入れることを検討していきます。その際には、訓練の一部をオンライン化することも在宅就労の一助となるものと考えており、導入の範囲を検討しております。

一方、障害者対象の訓練としては、職業能力開発センターのサービス実務科（知的障害者対象）及び職域開発科（精神障害者、発達障害者対象）を実施しています。

この2科では、パソコンを使用した事務等の作業を習得するための訓練も実施していますので、在宅就労に対応できる訓練の受講が可能だと考えております。

その他、既に就労されている方向けに実施している技能講習では、パソコンの操作に関する講習をワードやエクセルの使い方といった基礎的なものから、マクロやプログラミングなどの応用まで、ニーズに応じて幅広く実施しています。短期間の講習ですが、これらを通じて在宅就労のための技術を身に付けることができると考えております。

また、県では民間教育訓練機関等に委託して、障害者対象の職業訓練も実施しています。その中にパソコンの基礎知識、インターネット、メール、Word、Excel の基礎操作等を習得する訓練コースを設けており、こちらのコースを受講していただくことでも、在宅就労のための技術を身に付けることができると考えております。

（産業人材育成課 総務・職業訓練推進担当）

### （3）事業所における発達障害への理解を推し進める

#### ア 発達障害の特性について理解し共に働く上での配慮ができるように、事業所の管理者、一般従業員に対して、発達障害理解のための研修の場を設ける

#### 回答

県では、発達障害の特性があって就労に困難を抱えている方を対象に、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、就職後の職場定着支援までをワンストップで支援する「発達障害者就労支援センター」を設置しています。

発達障害者就労支援センターでは、合同企業説明会を開催し、企業の人事担当者がセンターの利用者に向け、企業が求める人物像や業務内容などを説明するとともに、就職した利用者から企業向けに仕事の内容や配慮してもらいたいことなどを発表することにより、相互理解を深めています。

また、センターでは、発達障害者は雇用先で適切な支援と配慮があれば十分働けることを企業に理解してもらうために、実習の受入れの働き掛けも行っています。

企業実習を受け入れていただく際には、発達障害者に適した業務内容を提案するとともに、利用者の得意・不得意など障害特性を説明しています。

発達障害者は、職場の人たちが戸惑う言動をしたり、急な業務内容の変更や環境の変化に対応できなかつたりすることが多く、それが離職につながってしまうケースがあります。就職した後も企業が発達障害の特性を理解して雇用が継続できるよう、今後とも支援を行ってまいります。（障害者福祉推進課 障害福祉担当）

県では、事業所の管理者や一般従業員を対象に、発達障害への理解を深めるための研修やセミナーを実施しています。

今後も引き続き、事業所における発達障害への理解が深まるよう研修などを行ってまいります。

（雇用労働課 障害者・若年者支援担当）

#### イ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンター等、就労支援機関による企業への巡回指導をする

#### 回答

県では、障害者雇用総合サポートセンターにおいて、雇用企業の開拓から雇用支援、職場定着まで、障害者雇用の総合的な支援を行っています。

同センターの支援は、障害者雇用が進まない事業所を訪問し、障害者雇用に関する支援を行っています。  
発達障害のある方を含め障害者の就労に問題がある場合には、地域の障害者就業・生活支援センター又は市町村の障害者就労支援センターと連携して、企業に出向き、障害者が安心して働けるよう助言を行っています。  
今後も引き続き、地域の障害者就業・生活支援センター又は市町村の障害者就労支援センターなどと連携して、事業所における発達障害への理解を促進してまいります。（雇用労働課 障害者・若年者支援担当）